北海道、昭 49 不 38、昭 49. 9 . 27

命　　令　　書

申 立 人　愛育保育園労働組合

申 立 人　小樽地区労働組合会議

被申立人　社会福祉法人小樽愛育会

主　　文

1　被申立人は、申立人愛育保育園労働組合の組合員Ａに対してなした昭和 49 年９月 30 日をもって解雇するとの予告を撤回するとともに、なお、組合員に対し組合員たるのゆえをもって解雇予告するなどして組合の運営に介入してはならない。

2　申立人愛育保育園労働組合のその余の申立は棄却する。

3　申立人小樽地区労働組合会議の救済申立は、これを却下する。

理　　由

第１　認定した事実

1　当事者

⑴　被申立人社会福祉法人小樽愛育会（以下「愛育会」という）は、昭和 46 年４月 20 日設立され、肩書地において同年 10 月より愛育保育園（以下「園」という）を運営している。

現在園の従業員は、Ｂ1園長（以下「園長」という）ほか 16 名である。

⑵　申立人愛育保育園労働組合（以下「組合」という）は、昭和 48 年５月５日園の保母、保健婦などによって組織された労働組合であって、現在９名の組合員を擁し、小樽地

区労働組合会議（以下「樽労」という）に加盟している。

⑶　申立人樽労は、小樽地域に所在する労働組合、国家公務員法上の職員団体、地方公務員法上の職員団体又はそれらの地域組織を構成団体とする労働団体であり、組織人員は15,800名である。

2　Aの採用及び解雇予告

⑴　園は、かねてから保母又は保母助手の採用を計画し、園長はこれが就職希望者のあっせんをC（以下「C」という）等に依頼していたところ、A（以下「A」という）は、伯母Cの紹介で昭和49年4月9日午後、Cとともに園を訪れ、園長と面接し就職希望の趣きを述べ園内を見学した。Aは、その際園長より明日から勤務するようすすめられ、承諾した。

採用の条件は、臨時の保母助手であって、翌10日より引き続き出勤した。

なお、同人は、昭和49年4月1日から同年9月30日までの臨時保母助手を命ずるとの辞令の交付を受けたが、当時園長は同人に長く勤務してもらいたい旨告げている。

⑵　Aの学歴は高校中退であるが同人は履歴書に昭和47年3月小樽市桜陽高校を卒業した旨記載し、これを昭和49年4月10日出勤の際に主任保母B_2に提出し、履歴書はB_2を通じ園長に渡され、園に保管されている。

⑶　Aは、昭和49年5月1日組合に加入し組合員となった。

⑷　愛育会は、理事長が昭和49年6月17、18日ころ園長に対しAの高校卒業の有無につき調査を命じ、園長が調査の結果同人が高校2年にて昭和45年6月に中退している旨を報告したところ、同人を臨時の勤務期間満了をもって退職せしめることを決定し、昭和49年8月上旬同人に解雇の予告をなした。

⑸　従前臨時雇用の者に対し期間満了の際にこれを理由に継続雇用を拒否した例はない。

第2　判断

1　申立人は、Aに対する解雇予告は、Aが組合に加入し組合員となったために、被申立人がこれを嫌って、学歴詐称に藉口し、これを排除して組合の弱体化を図ろうとした行為であると主張し、解雇予告の撤回、差別取扱いの禁止、陳謝文の掲示並びに同趣旨の

文書の各新聞への掲載を命ずるよう求める。

これに対し被申立人は、Ａに対する解雇予告は同人の学歴詐称を理由とするものであって、幼児保育に従事する保母助手がこのような虚偽の学歴を基にして保育にあたることは、幼児に対する影響も考えなければならないので解雇することにしたものであるから、解雇は正当であり、本件申立は棄却されるべきであると主張する。よって以下判断する。

⑴　Ａが昭和 45 年６月小樽市桜陽高校を２年にて中退しているにもかかわらず、履歴書に昭和 47 年３月同校卒業した如く記載して学歴を詐称したことは、

ア　同人は履歴書を園に提出するために出勤前日たる昭和 49 年４月９日晩自からこれを記載したものであること。

イ　履歴書に同趣旨の記載のあること。

ウ　後に履歴書の訂正を園長に申し出ていること。

に徴して明らかであって、同人は誤って記載したもので詐称の意思はなかったと陳弁するが、これは採用することができない。

⑵　しかしながら次の事実から判断すると、被申立人の解雇予告（Ａの雇用期間満了後、継続して同人を雇用しない旨の意志表示）の決定的理由はＡが組合に加入したことにあって、学歴詐称は単にこれに藉口したものにすぎないことが認められる。

ア　園長は、採用間もない昭和 49 年４月末ころまでには、Ａが高校中退であることを知り、かつ、本人にも確めてこれを確認し、履歴書にその旨の記載をしながら、何ら特別の措置をとることなく勤務を継続せしめ、かつ、理事長にも報告していなかったこと。

イ　Ｃは、Ａの就職前から園側の者に同人が高校中退であることを申し出ており、同人採用後は間もなくそのような噂さが園内に拡っていたこと。

ウ　園は、従前及び現在においても資格のない保母助手を継続して使用しており、保母助手は保母の助手として保育に従事するものであって、高校卒業の有無等の学歴や年令によって、作業の内容、待遇特に給与等に全く差異がないこと。

エ　園がＡの学歴を調査した動機は、組合より同人の夏期手当の要求がなされた際、園長より理事長に前記学歴詐称のあったことを告げ、これに基づき調査を開始したものであること。

オ　園長はＡが組合に加入したことを知ると、採用して間もない臨時の者が組合に加入したことを意表外であると考え、Ｃを通じ真意を確めようとするなど、組合加入を快く思っていなかったこと。

しかるときは、被申立人の解雇予告は、労働組合法第７条第１号及び第３号に該当する不当労働行為であって、主文第１項の救済をなすことが適当であり、その余の救済は必要なきものとして棄却すべきものと判断する。

２　申立人樽労の申立ては、資格審査の結果、樽労が労働組合法上の労働組合とは認められないので、労働委員会規則第 34 条第１項第２号により却下する。

よって、以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条により、主文のとおり命令する。

昭和 49 年９月 27 日

北海道地方労働委員会

会長　矢　吹　幸太郎